



徳山周南法人会会報

じゅうなん

Vol.55
JANUARY.2025



▲かの'nこと 清流Fes. ~光の静寂・庭園モダニズム~

- 新春対談（平岡法人会会長 vs 糸賀税務署長）
- 写真で見る法人会活動
- 税制改正要望活動
- 親睦ゴルフ大会及び第2回会員交流大会

めざします。企業の繁栄と社会への貢献

公益社団法人 **徳山周南法人会**

山口県周南市月丘町3丁目5番地／〒745-0062
TEL0834-31-6150 FAX0834-31-6195
E-mail:hojinkai@gaea.ocn.ne.jp



会員増強運動推進中！
入りませんか、法人会へ



第13回

税に関する絵はがきコンクール

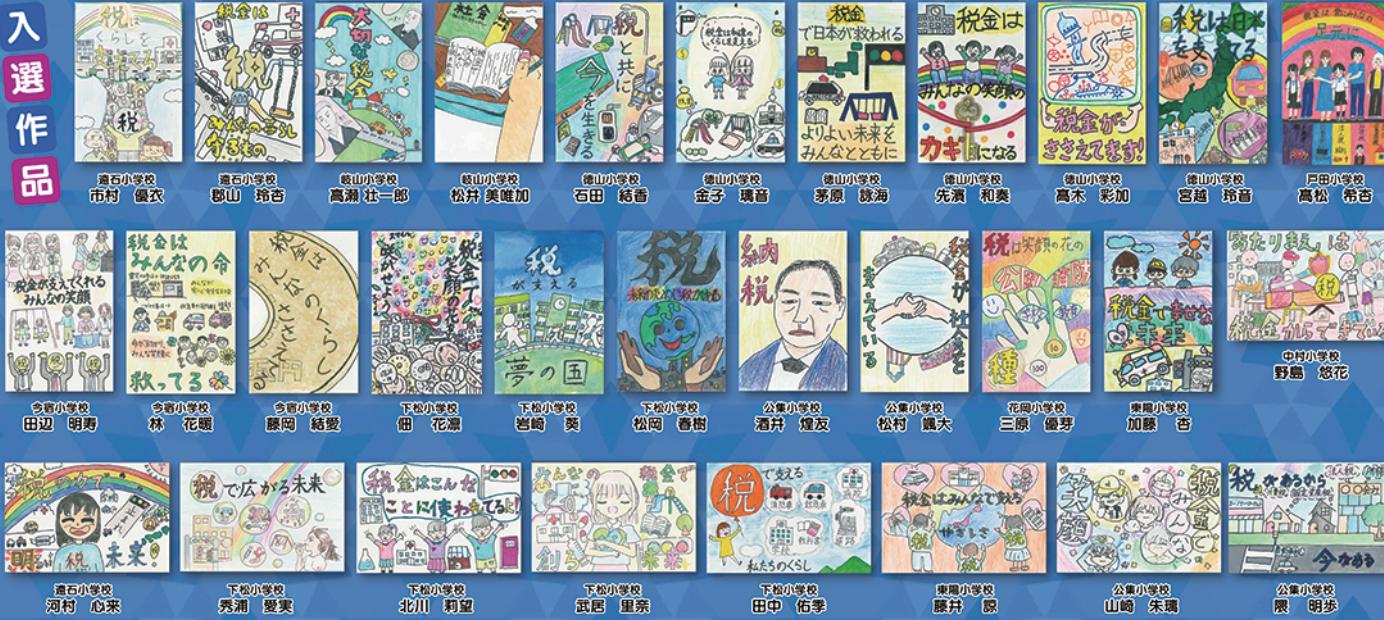
(敬称:略)



【最優秀賞】遠石小学校 小柳 美咲

周南税務教育推進協議会会長賞
遠石小学校 末永 美羽徳山地区青色申告会連合会会長賞
徳山小学校 八塚 佐奈徳山周南法人会青年部会長賞
公集小学校 岡 優花徳山周南法人会女性部会長賞
今宿小学校 安部 優菜徳山税務署長賞
公集小学校 西 小遥中国税理士会徳山支部長賞
徳山小学校 中邑 航大徳山商税会会長賞
徳山小学校 真崎 菜緒周南地区納稅貯蓄組合連合会会長賞
公集小学校 岡田 笑茉徳山周南法人会会長賞
豊井小学校 牛飼 穂乃花

入選作品



2025 CALENDAR

1 JANUARY							2 FEBRUARY							3 MARCH							4 APRIL							5 MAY							6 JUNE						
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT							
1	2	3	4	5	6	7	2	3	4	5	6	7	8	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7							
5	6	7	8	9	10	11	9	10	11	12	13	14	15	9	10	11	12	13	14	15	6	7	8	9	10	11	12	4	5	6	7	8	9	10							
12	13	14	15	16	17	18	16	17	18	19	20	21	22	16	17	18	19	20	21	22	13	14	15	16	17	18	19	11	12	13	14	15	16	17							
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	21	22	23	24	25	26	27								
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29	23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30	31	25	26	27	28	29	30	31									
7 JULY							8 AUGUST							9 SEPTEMBER							10 OCTOBER							11 NOVEMBER							12 DECEMBER						
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT							
1	2	3	4	5	6	7	3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	1	2	3	4	5	6	7	7	8	9	10	11	12	13							
13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21								
20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	20	21	22	23	24	25	22	23	24	25	26	27	28								
27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30	28	29	30	26	27	28	29	30	31	24	25	26	27	28	29	28	29	30	31	29	30	31						



公益社団法人 德山周南法人会

〒745-0062 周南市月丘町3丁目5番地 第二岡寺ビル401号
TEL:0834-31-6150 FAX:0834-31-6195
E-mail: hojinkai@gaea.ocn.ne.jp

新春対談

(公社)徳山周南法人会
会長 平岡英雄

徳山税務署
署長 糸賀直文

司会 新年あけましておめでとうございます。

全員 おめでとうございます。

司会 広報委員会では、本年も会報誌「しゅうなん」に、徳山税務署の糸賀署長と徳山周南法人会の平岡会長との新春対談を企画いたしました。広報委員長の河村が司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

全員 よろしくお願ひします。

司会 さて、早速ですが、糸賀署長の自己紹介をお願いできませんか。

署長 出身はお隣り島根県の西端、益田市です。山陽と山陰を結ぶ要衝の地で、海・川・山の自然豊かな地で育ちました。自宅は、昨年、ニューヨーク・タイムズ紙で少し（笑）脚光を浴びている山口市です。山口市に居を構えてから20年になりますが、今年も含め、そのうち16年は単身赴任生活を（楽しく！）過ごしています。

司会 山口県でのご勤務経験はありますか。

署長 徳山税務署の勤務は初めてですが、12年前に岩国税務署、5年前に宇部税務署、3年前に柳井税務署の勤務がありましたので、山口県にはご縁があると感じています。税務の経歴では、国税局の調査課で資本金1億円以上の大規模法人に対する調査・指導を行うなど、主に法人税関係の仕事に携わってきました。前任は、広島国税局の消費税課長という立場で、インボイス制度の導入から定着まで携わっていました。消費税以外では、揮発油税などの間接税も担当し

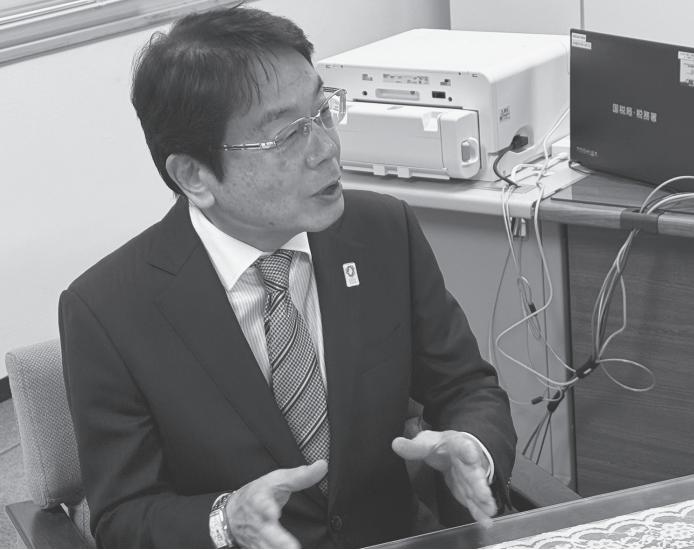
ていました。

司会 徳山税務署管内の印象はいかがでしょうか。

署長 徳山税務署管内は、大企業が多い印象が強く、広島国税局と名古屋国税局を併せて7年間の調査課勤務に加えて、前任の消費税課長時代にも、こちらを何度か訪れたことがありますので、感慨深いものがあります。周南市は石油コンビナート群による化学系製品の製造が盛んで、下松市は鉄道車両をはじめ、ものづくりが盛んだというほか、笠戸ヒラメやアジなどの魚介類や牛骨ラーメンが有名な印象もあります。また、両市とも、「街の住みここち＆住みみたい街ランキング」や「住みよさランキング」でも、常に山口県内の上位にいる「住みよい街」という印象です。

司会 平岡会長、昨年一年で特に印象に残ったことはありますか。

会長 まず、年初の能登地震はショッキングな出来事でしたし、記録的豪雨や猛暑などの異常気象も地球の異変を感じました。金融界に身を置く立場としては、日銀のマイナス金利の解除はエポック的な出来事でした。日経平均の4万円超えやその後の暴落、円安進行などもありましたが、社会経済面では物価高とそれに伴う賃金引き上げは企業経営者の頭を悩ます問題となっています。石破内閣誕生と衆議院の与党過半数割れは政局を流動化する変化でしたし、米大統領選でのトランプ勝利や韓国大統領の弾劾なども世



界の潮流に変化を感じました。昨年は、多くの「変化」を目の当たりにしながら「不安定化」を強く感じる年ではなかつたでしょうか。

司会 糸賀署長はいかがでしょうか。

署長 昨年の世相を表す漢字は「金」でした。選ばれた理由は光と影の両方の意味があると言われていますが、やはりパリオリンピック・パラリンピックでの日本人選手の活躍に、一人ひとりが一喜一憂し心躍る一年であったと思います。

司会 そうですね、オリンピックは毎日興奮して見ていきました。他にはいかがですか。

署長 税務的には、やはり定額減税でしょうか。特に、給与等の所得税の定額減税は、法人会の会員企業の皆様をはじめ事業者の方々にご協力いただきながら実施されているところです。私どもも、昨年の6月からの月次減税から年調減税まで1年を通して、事業者の皆様に国税庁ホームページの特設サイトや説明会の開催を通じて周知広報をしてきましたが、事業者の方からも、実際に給与等から定額減税を受けられる給与所得者の方からも相談や問い合わせが多くなったように思います。

もう一つは、税務行政のデジタルトランスフォーメーション推進への取組です。近年、税を含むあらゆる分野でデジタル化の活用が急速に広がっていますので、こうした環境の変化に対応するために、政府全体でデジタル化を推進し、特に事業者のデジタル化を後押しするようになりました。

司会 それでは、税務署から法人会に対する要望があればお願いします。

署長 法人会の皆様には、従来から、将来を担う子供たちが税の重要性を正しく理解し関心が持てるよう、「租税教室」や「税に関する絵はがきコンクール」などの啓発活動に熱心に取り組んでおられ、「献血運動」や「フードバンク」などの社会貢献活動にも力を注いでおられます。

人ととの繋がりを広めることは法人会の大いなテーマですし、法人会活動の活性化、そして地域の活性化にもつながる根幹であると感じています。そのため、1企業でも多くの会員を増やしていただき、更なる会の活性化を図っていただきたいと思います。

会長 当会では、昨年まで3期連続で会員が増加しています。そうした中で、昨年も会員交流大会と親睦ゴルフ大会を開催しました。これから多くの会員に参加いただける楽しい会にしていきたいですね。

署長 それから、租税教育活動では、今までの取組を継続しながらも更に発展させるために、法人会の組織力を最大限活かしていただき、他の税務関係民間団体とも協働しながら中心的な役割を担っていただくようお願いします。

また、まもなく令和6年分の所得税確定申告が始まります。税務署での相談や提出の際の移動や待ち時間もなく、すき間時間を利用して申告書が作成できるスマートフォンからの確定申告がおすすめですので、法人会会員企業の従業員やご家族の方にも是非周知をお願いします。

会長 わかりました。ぜひDX活用の周知に努めたいと思います。

司会 法人会から税務署に対する要望等があればお願いします。

会長 現在、国会では「年収の壁」について議論が始まっています。問題点については以前から言っていたことですが、ここにきてようやく具体化する兆しです。法人会の「税制改正に関する提言」についても同じことが言えます。法人会では以前から事業承継税制の改正など中小企業の発展に資する税制を求めてまいりましたが、なかなか抜本的な改正には至らず、特例制度の延長に終始しています。当法人会では、誰もが理解でき容易に取り組めるはずである①事業承継税制の拡充②二重課税の是正③消費税の簡素化④印紙税の廃止の4つを特に強く求める提言を行いました。日本の中小企業が存続するためには、事業承継税制を充実させなければなりません。そして、「公平・中立・簡素」の税の基本原則に立ち還って制度を見直すべきと考えます。税務署の皆さんには納税者と国との窓口を担っておられると思いますので、これからもいわゆる「開かれた税務署」となって、事業者の声を国に届けていただきたいと思います。

署長 わかりました。しっかりと受け止めて、伝えてまいりたいと思います。

司会 それでは、最後にご両名の今年の抱負について

て教えてください。

署長 やはりデジタル化への対応でしょうか。

税務行政のDX推進への取組を更に進めて、適正公平な課税・徴収の実現に取り組み、また、社会全体でデジタル化の恩恵を受けられるよう、事業者の皆様の業務のデジタル化推進に、関係機関や関係民間団体の皆様と連携して取り組んで参りたいと考えています。

特に、納税者の皆様の利便性向上と税務行政の効率化の観点から、e-Taxとキャッシュレス納付の利用拡大に一層取り組んで参ります。既に多くの法人申告でe-Taxを利用していたおり、e-Taxで申告された法人の4社に3社が財務諸表などの添付書類をe-Taxで送信いただいておりますが、より多くの企業の方に添付書類も含めて送信をいただくようお願いをします。また、キャッシュレス納付につきましては、源泉所得税などの納付についての利用をお願いしていますが、特にダイレクト納付は、納付日を事前に指定し口座から引き落として納付することができ、ネットバンキングとは異なり振込手数料もかからないので、メリットは大きいと考えています。

法人会の皆様には、これまでも、インボイス制度や定額減税など、様々な改正に関する周知や啓発活動にご協力をいただきおり感謝申し上げます。国税当局としては、税制改正をはじめ、様々な制度につきまして、事業者の皆様に理解を深めていただけるよう、あらゆる機会を捉えて周知・広報に取り組んで参りますので、引き続き、ご理解とご協力をお願いします。

最後になりましたが、本年「巳年」は「復活と再生」を意味し、新しいことが始まる年になると言われていますので、徳山周南法人会と平岡会長をはじめとする会員の皆様方にとりまし



て、これからも様々な目標に取り組まれ、そして巳（実）を結ぶ充実の年となりますよう心から祈念申し上げます。

会長 ありがとうございます。

ところで、今年、2025年4月から「公益法人制度」が変わります。これは、社会変化に柔軟かつ迅速に対応ができ、より効果的な公益活動を行えるように仕組みを見直す取り組みです。これまでの法人会は、毎年同じ事業を継続していくことに終始していましたが、これからは時代のニーズに敏感に反応して活動も変化させる必要があります。当会としても公益法人がいかにあるべきかを考えながら、皆さんに求められる法人会を目指します。

税制への国民の声を明確に伝えていくため、法人会の会員数を拡大させることはもとより、税務署や税務関係団体等との相互協力も重要になります。本年も会員一丸となって事業の発展と地域の活性化に寄与していきたいと思いますので、お力添えをよろしくお願いします。

司会 本日は年始のお忙しい中、署長、会長にはお時間をいただき感謝申し上げます。

ありがとうございました。



写真で見る

社会貢献事業

愛の献血

開催日：令和6年4月24日(水)／令和6年10月25日(金)



青年部会の協力により
累計110名もの貴重な
献血をいただくことが
できました。

公開映画上映会

開催日：令和6年11月22日(金) 場所：シネマ・ヌーヴェル 主管：広報委員会



67名の方にご来場いただきました。

たくさんのタオルをありがとうございました。

©2024「身代わり忠臣蔵」製作委員会

広報委員会の皆さんお疲れさまでした。

福祉施設にタオル寄贈

開催日：令和6年12月12日(木) 寄贈先：医療法人周友会 徳山病院 主管：広報委員会



河村広報委員長より岡院長へ
上映会来場者と税務署職員の皆様から
集まったタオル132枚を寄贈しました。

写真で見る

社会貢献事業・経営支援事業

公開講演会

徳山周南法人会 特別公開講演会

テーマ

「知るべき投資と経済の基礎」

講師

株式会社マネキ CEO・経済アナリスト

森永 康平（もりなが こうへい）氏



【講師プロフィール】

経営会議や新聞紙にてアナリスト、ストラテジストとして日本の中小企業

や卸売取引のリーダー業者に評判、業界動向は海外に広がり、インドネシア

、台湾などアジア各国にて新規事業の立ち上げや法人立ち上げを経験し、事業運

営戦略立案から実行まで幅広く経験。経営者として「経営者としての経営」

における充実度のあり方検討会」委員、著書は「電子化・情報化（内川新蔵）

におけるフレッシュの時代」（吉島社新書）など多数。

日 時 令和6年6月6日（木）15:00～16:30

会 場 ホテルサンルート徳山（周南市篠港町8-33 TEL 0834-32-2611）

定 員 先着150名（定員になり次第締切いたします）

聴講料 無 料 一般の方も無料で聴講できます

主 催 公益社団法人 徳山周南法人会

TEL 0834-31-6150

中小企業経営大学講座 新春公開講演会

・日本経済の今後と 地域経済の課題

人口減少期を迎えた日本には経済成長はあり得ない？ AIによる仕事が奪われる？
日本の論理では思案筋ばかりがてはやれらうです。
しかし、いつかの障害を乗り越えたら、もしも日本経済の今後は明るいとさえ言えるのではないかでしょうか。
本講演では、人口減少・技術革新の中で重要な要素を増す人間の役割を確認し、人間中心経済の構築に
必要な地域経済の再生をお供せします。

講師紹介 飯田 泰之 氏



いいだ やすゆき

飯田 泰之 氏

エコノミスト、明治大学政治経済学部教授

1975年7月7日東京生まれ。

明治大学経済学部在籍時に課程単位取得修了。

明治大学経済学部卒業後、株式会社セイシカ、財務省財務統合政策研究所

内閣機関会議議員公認講師。

公益社団法人ソーシャル・サニタリー・ボランティア委員会

等に所属。

専門は日本社会・ビジネス・エコノミクス・国際政治学・マクロ経済学。

日 時 令和7年1月30日（木）15:00～16:30（受付 14:30）

会 場 ホテルサンルート徳山 受講料 無 料

定 員 150名（※定員になり次第締め切ります） 主 催 公益社団法人 徳山周南法人会

TEL 0834-31-6150

申込方法 下記申込書をご記入のうえ、E-mail、FAXまたはお電話にてお申込みください。

【森永康平氏 講演会】

定時総会特別公開講演会を開催しました。

会員77名、一般24名の計101名が聴講されました。

【飯田泰之氏 講演会】

「中小企業経営大学講座」新春公開講演会を開催し、多くの聴講をいただきました。

写真で見る

租税教育活動

第13回「税金クイズ大会」

令和6年11月9日(土)、くだまつスポーツセンター駐車場にて税金クイズ大会を開催しました。税に関するクイズに楽しく回答いただくことで、税に関心を持っていただきました。また、初めてのフードドライブを開催し多くの善意をいただきました。女性部会をはじめ、徳山税務署や中国税理士会徳山支部の皆様にもご協力をいただき盛況に終えることが出来ました。





写真で見る

租税教育活動

第13回税に関する絵はがきコンクール

【優秀作品選考会】

開催日：令和6年10月7日(月) 場所：シビック交流センター
選考委員：洋画家、徳山税務署長、税務関係団体役員計11名、女性部会8名



【税に関する作品の合同表彰式】

開催日：令和6年12月14日(土) 場所：徳山保健センター
周南租税教育推進協議会の主催により、小学生の絵はがきコンクール、
中高生の作文・書写・標語での優秀作品の合同表彰式を開催しました。



写真で見る

租税教育活動

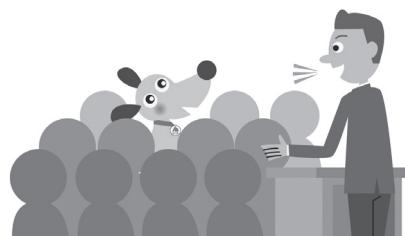
租 稅 教 室

周南市、下松市の7つの小学校と2つの中学校の計649名の児童・生徒を対象に、青年部会・女性部会による租税教室を開催しました。

令和6年5月17日(金) 周南市立菊川小学校
令和6年6月4日(火) 下松市立花岡小学校
令和6年6月13日(木) 周南市立和田小学校
令和6年6月20日(木) 周南市立戸田小学校
令和6年11月20日(水) 周南市立岐陽中学校

令和6年5月21日(火) 周南市立鹿野小学校
令和6年6月10日(月) 下松市立下松小学校
令和6年6月14日(金) 周南市立周陽小学校

令和6年11月27日(水) 周南市立桜田中学校



写真で見る

会員支援事業

親睦ゴルフ大会

会員の親睦を図って、ゴルフコンペを開催しました。29名の皆様が、今年閉場するゴルフ場を惜しみながら、和やかにプレーされました。

開催日：令和6年10月13日(日) 場 所：徳山カントリークラブ 主 催：青年部会



第2回会員交流大会

昨年に続き会員交流イベントを開催しました。多くの皆様が参加され、親睦を深められました。

開催日：令和6年10月18日(金) 場 所：遠石会館

主 管：総務委員会

会員106名、税務署3名、ゲスト9名、事務局2名、合計120名出席



名刺交換タイム、皆さんどうぞよろしく



パワフルなバンド演奏で盛り上げます



華麗なフラメンコに魅了されて

税を考える週間行事(11/11~11/17)

税の講演会

開催日：令和6年11月12日(火) 場所：ホテルサンルート徳山

演題：「税のアレコレ『令和時代の税情報』」

講師：徳山税務署 署長

糸賀直文氏



令和6年度第2回理事会終了後、「税を考える週間」の行事として、徳山税務署長による「税の講演会」を開催しました。講演会には、徳山周南法人会の役員・会員の他、税務関係団体役員等35名のご出席をいただきました。

令和6年度納税表彰

広島国税局長納税表彰式が令和6年11月6日(水)ホテル広島ガーデンパレスにて、徳山税務署納税表彰式が令和6年11月14日(木)徳山税務署にて、それぞれ開催されました。

多年にわたり法人会の役員として租税教育や税務広報の推進に携わり、申告納税制度の普及発展および税知識の普及に努め、納税道義の高揚に顕著な功績を挙げられた方々が表彰されました。

【広島国税局長表彰】



代表理事 会長
株西京銀行 取締役会長 平岡英雄氏

【徳山税務署長表彰】



理事 総務委員長
(有)オフィスタナカ 代表取締役 田中拓朗氏

【徳山税務署長感謝状】



理事 副会長
山陽技研工業(株) 代表取締役 山崎龍喜氏



理事 副会長
徳山興産(株) 代表取締役 管田英男氏

「令和7年度税制改正に関する提言」

毎年法人会では、全国440単位会が、それぞれ地元選出の国会議員や地方公共団体に対し提言活動を行っています。

税のオピニオンリーダーを目指す法人会は、わが国の社会経済の活力の維持・発展を図るために、大局的な見地から税制、財政の抜本的な改革の必要性を絶えず訴え続けています。財政健全化、社会保障制度、行政改革への対応としての「税・財政改革のあり方」や「中小企業の活性化に資する税制措置」等の経済活性化策について「令和7年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めています。皆さま方のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

【令和7年度 税制改正スローガン】

- 「金利のある世界」が到来。新たな財政再建目標の策定を！
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、
経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！
- 人手不足など厳しい経営環境を踏まえ、
中小企業の活性化に資する税制措置を！
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。本格的な事業承継税制の創設を！

令和7年度税制改正に関する提言について

徳山周南法人会から、特にお願ひしたいポイントです。

～シンプルな税制を目指そう！～

① 事業承継税制の拡充

- ・ 中小企業経営者の事業承継にあたり、事業用資産、取引相場のない株式の評価の見直し、相続、贈与税の納税猶予制度の拡充を求める。両資産は、事業継続に必要な資産であって、いわゆる個人資産とは性格を異にするものである。

② 二重課税の是正

- ・ 物品税
ガソリン、酒、たばこ等の販売価格には物品税が含まれており、その価格に更に消費税が課せられる二重課税の是正。
- ・ 相続税
過去に所得税を課税された後に蓄えた不動産や株式、預貯金等を相続する際に、更に相続税を課せられる二重課税の是正。
- ・ 配当
配当は法人課税済み利益から支払われており、受領する個人の所得税に対する二重課税の是正。

③ 消費税の簡素化

- ・ 消費税の軽減税率制度はインボイス制度の実施により更に事業者に大きな事務負担を強いている。税率8%の軽減税率を即刻廃止し、10%に統一すべきである。

④ 印紙税の廃止

- ・ 電子取引の拡大により印紙貼付不要なものが増えている一方で、文書作成のものは旧態依然のまま印紙の貼付を必要としている。公平性の観点から廃止すべきである。

以上

◆徳山周南法人会では、地方自治体・地元選出国会議員に対して提言活動を行いました。

令和6年11月7日 岸 信千世 衆議院議員
19日 周南市長、周南市議会議長
22日 下松市長、下松市議会議長

訪問者：会長 平岡英雄
副会長 山崎龍喜、藤井秀尚、管田英男
税制委員長 岡寺信政

○地方自治体に対する提言活動



周南市役所庁議室にて
藤井市長、福田議長、井本副議長に提言



下松市役所市長室にて
国井市長、永田議長に提言

○国会議員に対する提言活動



岸 信千世 衆議院議員に提言

（上右）手の「引」の力 ④
（上中）贈物の渡柵 ③
（上左）中木の森 ②
（中右）立花の森 ①
（中左）力井の森 ⑤

（下右）手の「引」の力 ④

（下中）贈物の渡柵 ③

（下左）中木の森 ②

（中右）立花の森 ①

『人里の風景』いざ見ゆ

令和7年度税制改正に関する提言(要約)

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

- 財政健全化は国家的な課題であり、日本経済の将来にわたる持続可能性を高めるためにも本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。

1. 財政健全化に向けて

- 「金利のある世界」が現実に到来する中で、今後の金利上昇に備えて財政健全化が必要である。
(1) 本年6月から始まった定額減税は、その制度設計が複雑すぎたこともあり、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いることになった。与党内には物価高などを背景に来年も継続するよう求められる声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。
(2) こども・子育て政策(加速化プラン)として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしている。医療保険料への上乗せ負担は、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。
(3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定したが、大半が「歳出改革」や「決算剩余金の活用」により捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、防衛費の増額は必要な政策であるだけに、安定的な財源の確保が欠かせない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付の重点化・効率化」によって可能な限り社会保障費を抑制する必要がある。
- 社会保障のあり方をめぐっては、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を適正に見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
- 中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。
- 配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。
(1) 公的年金については年金財政の検証結果を踏まえ、年金制度の見直しについて検討が進んでいる。公的年金制度の持続可能性を高めるために「マクロ経済スライドの厳格対応」や「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」などの検討が求められる。
(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革に取り組む必要がある。給付の急増を抑制するためには診療報酬(本体)の配分等を見直すことも重要である。
(3) 少子化対策では児童手当が大幅に拡充されたほか、所得制限も完全撤廃された。だが、富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。本来は現金給付よりも保育所や学童保育等の整備、保育士等の待遇を改善するなどの現物給付に重点を置くべきであり、国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じるべきである。
(4) 介護保険については高齢化の進展に伴い、制度の持続可能性を高めるために真に介護が必要な者を見極めるほか、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。また、生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに不正受給の防止に向けた一段の厳格化が欠かせない。

3. 行政改革の徹底等

- 国民の政治に対する不信感は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や適正化、罰則の厳格化を図るべきである。
- 行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隗より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。
(1) 国・地方における議員定数の大削減、歳費の抑制。また、調査研究広報滞在費や公務活動費等の適正化と使途の透明化。
(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員確保と能力を重視した賃金体系などによる人件費の抑制。
(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
(4) P D C Aサイクルを確立することにより、各省庁による事業のチェックを継続的に実施する。また、民間活力を積極的に導入し、民需主導の自律的な経済成長を促す。

4. マイナンバー制度について

- 政府は引き続きマイナンバー制度の意義とともに、行政事務のコストカットに資する等、その効果を具体的に明示するなどしてマイナンバーの利用拡大を促す必要がある。
- 国民の利用が広がらない背景には、マイナンバーカードを通じた個人情報の漏洩に強い懸念を持っていると認識すべきである。第三者による悪用を防ぐためのプライバシー保護などに努め、制度の適切な運用が担保される環境を構築することで国民の不安を払拭し、信頼の回復に努めなければならない。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

- 着実な賃上げや最低賃金の大幅引き上げが迫られる中で、賃上げ原資を生み出すために原材料費や光熱費など、上昇するコストの適正な価格転嫁が大きな課題となっている。円滑な価格転嫁や下請けいじめの排除に向け、中小企業庁や公正取引委員会などによる取引監視体制の強化が求められる。必要に応じて下請法の改正など、実効性のある取り組みを進めなければならない。
- 人手不足や継続的な賃上げなど中小企業の構造的な課題を解決するには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そのためには生産性の向上や付加価値の創出に向け、力強い政策的な支援が欠かせない。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- 地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。
(1) 法人税率について
近年、大法人に適用される法人税率を引き上げる動きがあるが、経済情勢等に鑑み、慎重に検討すること。
(2) 法人税率の軽減措置
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。また、上記(1)に関連して、中小法人に適用される軽減税率まで引き上げることのないよう配慮すること。
(3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置
租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含め整理合理化を行う必要がある。ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、以下の通りに制度を拡充したうえで本則化すること。
① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。
② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とすること。

(4) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定については弾力的に対処すること。

なお、「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。

(5) 中小企業の事務負担軽減

近年、インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなどで、事業者の事務負担や納税協力コストは年々増加している。また、今般の定額減税についても、給与所得者に対する減税事務は事業者に委ねられており、さらに急速、減税額を給与明細に明記することが義務化された。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強靭ではない中小企業にとって重い負担となっていることを認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るために、中小企業のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進につながるような特段の支援が欠かせない。

2. 事業承継税制の拡充

- ・中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。なお、本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、(2)取引相場のない株式の評価、(3)相続税、贈与税の納税猶予制度について見直すこと。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直すことを求める。

なお、見直されるまでの間は、平成14年度に創設（平成16年度に改正）された「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例」を参考に株式の評価額を減額する措置を講じること。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。あわせて、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ②平成29年以前の制度適用者に対して要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③制度の認知度が低いことから、国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた支援措置の周知徹底に努める。

3. 消費税への対応

- ・政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があり、問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

(1) インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

III. 地方のあり方

・日本が人口減少社会に突入する中では国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の一段の効率化を図る必要がある。とくに東京一極集中を是正するには、地方の活性化が重要な課題である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を構築し、民間の知恵と工夫で新たな地場技術やビジネス手法を開発しなければ、眞の活性化にはつながらない。

(1) 地方創生は、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、

地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。そうした中で中小企業の事業承継は、地方創生戦略との関係からも極めて重要だと認識すべきである。

(2) 広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）のさらなる拡充を図り、財政基盤の強化につなげる必要がある。

(3) ふるさと納税は、寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが求められる。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付先の地域のために活用されるように過度な返礼品競争を排し、事務手数料のあり方等を含めて制度設計を見直す必要がある。

IV. 震災復興等

・これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じよう求める。

・また、本年1月には能登半島地震が発生するなど、近年、強い地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題への対応

3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は損金算入とすべき

②同族会社の業績連動給与についても損金算入とすべき

(2) 少額減価償却資産の見直し

(3) 企業版ふるさと納税の適用期限延長

(4) 中小企業向け負上げ促進税制の適用要件緩和

2. 所得税関係

(1) 基幹税としての所得再分配機能の回復

(2) 各種控除制度の見直し

(3) 個人住民税の均等割

3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税の基礎控除の見直し

(2) 贈与税の基礎控除の引き上げ

4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

(2) 事業所税の廃止

(3) 超過課税

(4) 法定外目的税

5. その他

(1) 印紙税の廃止

(2) 配当に対する二重課税の見直し

(3) 電子申告の促進

(4) 森林環境税の検証

行動する法人会



－令和7年度税制改正に関する提言－

全法連では、令和7年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

自由民主党

予算・税制等に関する政策懇談会

11月19日

財政・金融・証券関係団体委員長

鈴木 英敬 氏 他



国民民主党

税制調査会ヒアリング

11月25日

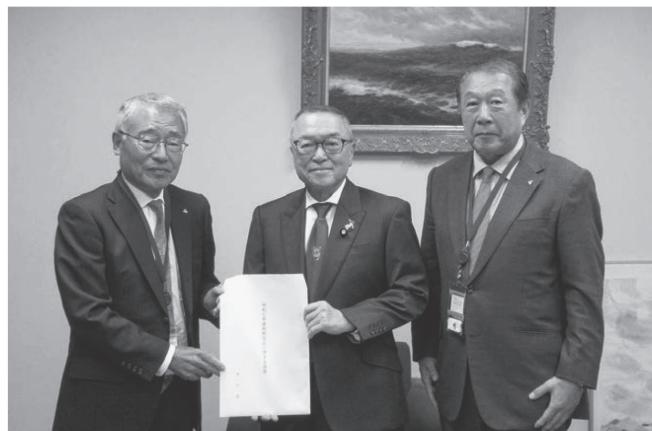
税制調査会会长代行 浜口 誠 氏 他



自由民主党

11月18日

税制調査会会长 宮沢 洋一 氏



左から野坂筆頭副会長、宮沢税制調査会会长、飯野税制委員長

日本維新の会

12月17日

政務調査会会长代行 片山 大介 氏



片山政務調査会会长代行（左手前）

財務省

11月12日

主税局長 青木 孝徳 氏



左から丸山税制副委員長、青木主税局長、田中専務理事

国税庁

表敬訪問 12月9日

長官 奥 達雄 氏

課税部長 高橋 俊一 氏



左奥から高橋課税部長、奥国税庁長官

右奥から田中専務理事、小林会長、飯野税制委員長

総務省

10月17日

自治税務局長 寺崎 秀俊 氏



左から田中専務理事、丸山税制副委員長、寺崎自治税務局長、
飯野税制委員長

中小企業庁

10月17日

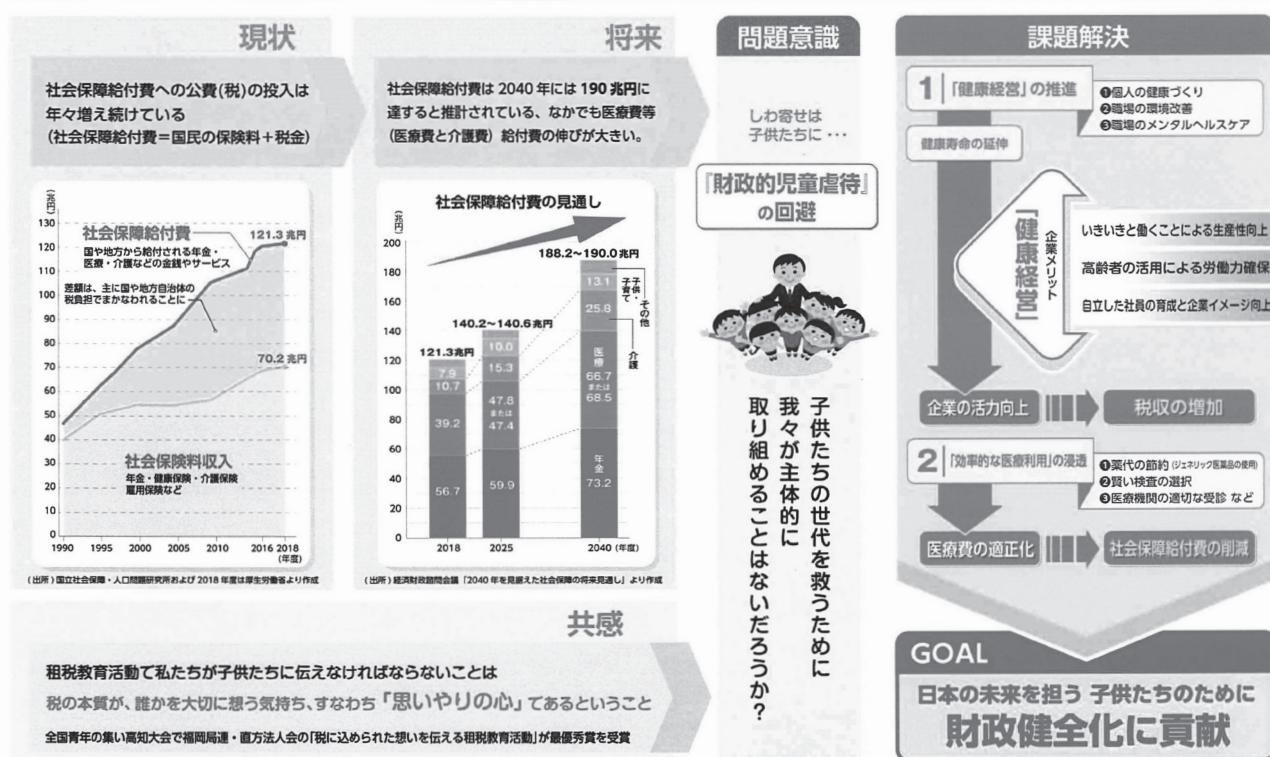
長官 山下 隆一 氏

事業環境部長 山本 和徳 氏



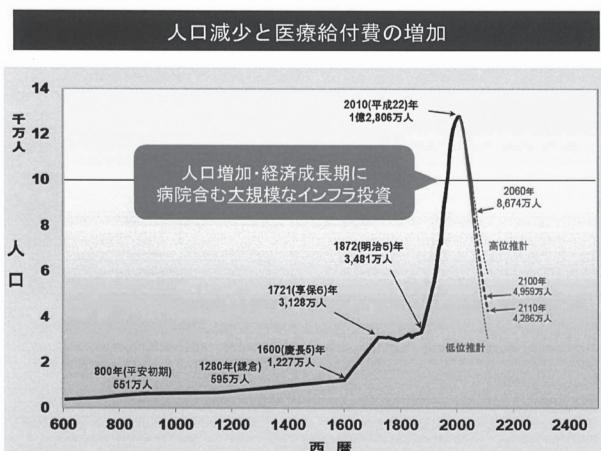
左から丸山税制副委員長、飯野税制委員長、山下中小企業庁長官、
田中専務理事、山本事業環境部長

なぜ、青年部会が「財政健全化のための健康経営プロジェクト」に取り組むのか(イメージ図)

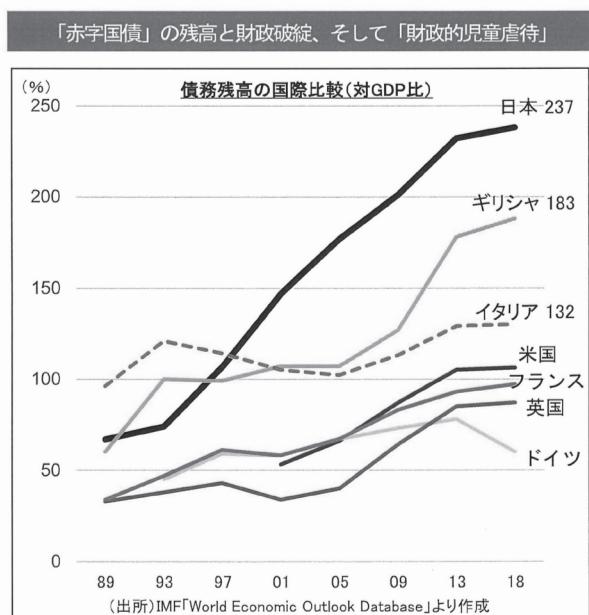


I-1 議論の前提、現状認識、危機感

日本の総人口は2010年をピークに減少に転じた。医療費等給付費の増大が国の財政を圧迫している。



- 我が国の社会保障・保健医療制度は、人口減少期に入った今、再構築の必要がある。
- 2018年の医療費等給付費は50兆円にせまる。
医療給付費(39.2兆円)+介護給付費(10.7兆円)=約50兆円
※社会保障費全体では121.3兆円
- 2040年の医療費等給付費の推計は92兆円を超える。
医療給付費(66.7兆円)+介護給付費(25.8兆円)=約92兆円
※社会保障費給付費全体で190兆円



- 膨張する医療費の財源の補てんには赤字国債(将来世代の負担)の発行が充てられており、我が国の債務残高のGDP比は237%と世界最悪の水準である。
- 次世代に負担を強いることで現在の財政を維持する体質は「財政的児童虐待」と呼ばれ、我々大人はその「加害者」ともいえる。

I-2 議論の前提、現状認識、危機感

日本の医療制度の構造的な要因が、医療費の抑制を困難にしている

医療費の高騰につながる日本の医療制度の4つの特徴

各国の「医療へのアクセス」と「開業・標榜」

①皆保険制度
<ul style="list-style-type: none"> 現在は、国民のほぼ全員が、原則7割引き（高齢者は原則9割引き）で、同一の価格で同一の診療行為を受けることができる。
②フリーアクセス
<ul style="list-style-type: none"> 国民はいつでもどの医療機関にもかかることができるが、一方で効率的な提供にはつながらない。
③開業標榜の自由
<ul style="list-style-type: none"> すべての医師はどの地域でも医業を営むことができ、かつ現時点の診療科と異なる診療科を標榜することができる。 これにより、医師の地域偏在、診療科の偏在、さらには病院と診療所の偏在が生じている。
④民間医療機関中心の医療提供体制
<ul style="list-style-type: none"> 我が国では民間医療機関（医療法人）中心での医療提供が行われている。各医療機関の経営判断で医療の提供体制が決められるため、不採算部門からの撤退や過剰投資などが懸念される。

	外来診療アクセス	開業・標榜
日本	フリーアクセス 紹介状のない大病院の初診は定額負担	規制なし
英国	かかりつけ医を受診（救急除く）	かかりつけ医の定員を国が決定
フランス	フリーアクセス かかりつけ医とそれ以外で自己負担に差があり	専門診療科以外は診療できない
ドイツ	フリーアクセス	医師過剰地域で開業に制限



財政健全化のための健康経営プロジェクト

II 2040年に向けての目標

国財政健全化に貢献するため、我々が主体的に取り組むことのできる2つの目標を設定した

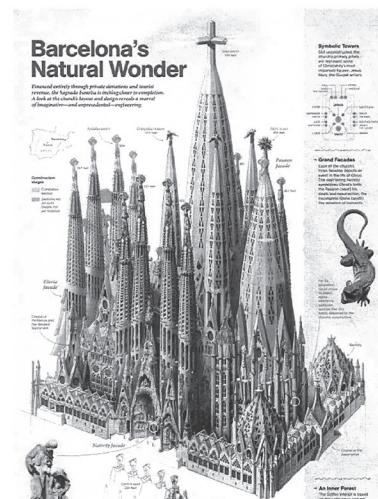
財政健全化のための
健康経営プロジェクト

目標1：企業の活力向上について

「法人会青年部会は、2040年に向けて、社会保障制度の破たん回避と安定的な国の歳入確保に寄与するため、今後、法人会ならではの健康経営の推進と普及に取り組み、会員企業をはじめ日本全国の企業と共に生産性向上と収益力強化を実現し、税収（法人税と所得税）の増加に貢献する」

目標2：医療費の適正化について

「法人会青年部会は、2040年の社会保障給付費の推計190兆円を抑制するため、今後、適切な医療との関わり方について学び実践するとともに、会員企業をはじめ広く世の中に周知することで医療費の適正化に貢献する」



(出所) National Geographic



財政健全化のための健康経営プロジェクト

入会者のご紹介

(令和6. 1. 1~令和6.12.31)

(敬称略)

No.	事業所名	代表者	入会日	支部名	紹介者
1	周南造園(株)	河村 健司	06.01.04	下松	山崎 龍喜
2	(株)サードプラネット	児玉 篤	06.01.04	新南陽	平岡 英雄
3	徳山計量器(株)	山本 晶彦	06.01.09	徳山西	AIG損害保険
4	(株)日和佐	日和佐 伸秀	06.01.12	徳山西	西京銀行
5	(有)りゅうび	石川 隼太郎	06.01.16	徳山西	西京銀行
6	吉本運輸(株)	村上 芳男	06.01.16	新南陽	西京銀行
7	(株)協栄工業	井上 亮	06.01.18	熊毛	西京銀行
8	三友鋳造(株)	家入 勇介	06.01.19	下松	大同生命
9	(株)K C B	淺本 勝男	06.01.22	下松	西京銀行
10	Progress Laboratory(同)	高田 圭佑	06.01.23	徳山西	西京銀行
11	(有)橋口エンジニアリングサービス	野村 由美子	06.01.24	新南陽	西京銀行
12	(株)中商	中島 元	06.01.24	新南陽	西京銀行
13	下裕工業(有)	下村 一人	06.01.29	下松	西京銀行
14	(株)西栄産業	本田 武雄	06.01.30	新南陽	西京銀行
15	(有)竹中塗装工業	竹中 保志	06.02.05	下松	西京銀行
16	(有)松本建設	松本 和利	06.02.05	徳山東	土屋 孝明
17	(株)零	池上 史朗	06.02.09	下松	西京銀行
18	(有)システム電工	宮浦 史典	06.02.20	下松	山崎 龍喜
19	(有)ルーフジャパン工業	松村 篤	06.02.21	新南陽	土屋 孝明
20	(株)Kテクノ	春田 海人	06.02.26	下松	西京銀行
21	(宗)福田寺	森江 信孝	06.02.27	徳山東	堀江 一道
22	(株)山陽有機	小田 直美	06.02.27	下松	大同生命
23	シンセイ(株)	二井 正三	06.03.06	新南陽	土屋 孝明
24	カイノ(株)	山本 晶	06.04.05	下松	大同生命
25	(株)サイケン	谷田 武士	06.05.10	熊毛	大同生命
26	(株)共創	井ノ上 博行	06.05.31	徳山東	AIG損害保険
27	(株)興建	神本 浩	06.06.05	熊毛	AIG損害保険
28	(福)鹿野学園	吉浦 正男	06.06.20	鹿野	AIG損害保険
29	(有)ワイス	河内 信	06.08.28	下松	大同生命
30	(株)総合リハビリテーション研究所	大谷 道明	06.09.19	下松	大同生命
31	(株)江本ブロック	江本 匠見	06.09.26	熊毛	大同生命
32	周陽設備(株)	樋浦 貴史	06.09.30	熊毛	石亀慎治
33	(株)Take off f	藤井 崇	06.10.17	新南陽	AIG損害保険
34	(株)内富海苔店	内富 一郎	06.10.28	徳山東	田中 泰史

No.	事業所名	代表者	入会日	支部名	紹介者
35	新生運輸(株)	重國 誉仁	06.10.29	新南陽	大同生命
36	エイト工業(株)	浦五美春	06.11.13	下松	大同生命
37	(株)東映コミュニケーションズ	田中淳志	06.11.25	新南陽	藤井秀尚
38	(一財)西京財団	桑原義和	06.11.26	徳山東	平岡英雄
39	(株)ACT SAI KYO	西友理	06.11.26	徳山東	平岡英雄
40	平和建設(株)	太田浩二	06.11.26	新南陽	石亀慎治
41	(公財)西京教育文化振興財団	松岡健	06.11.26	徳山東	平岡英雄
42	(株)エコファーム山口	宮本真美	06.12.02	徳山東	宮本真美
43	(株)L a M e r	中島瞳	06.12.04	徳山東	渡辺奈央
44	宗長久寺	有國智光	06.12.23	鹿野	赤松泰城
45	宗光照寺	井東壮一	06.12.23	鹿野	赤松泰城



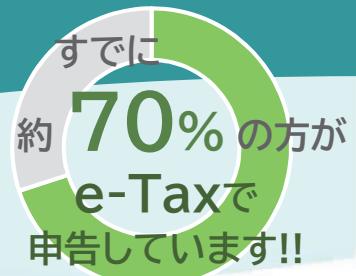
7つの間違い探し

※右の絵と左の絵には相違点が 7か所あります。
見つかりますかな？



確定申告を提出される方の 3人に2人が e-Tax(電子申告)を利用

書面で申告書の提出をお考えの方へ…



令和7年1月から

申告書等の控えに
収受日付印の押なつを
行いません



書面で申告書を提出された場合…

申告日・申告内容の確認には
申請手続が必要です(一部有料)

e-Tax申告なら

メッセージボックス から

送信日時や申告内容を
確認できます(無料)



「メッセージボックス」に
関する質問はこちら



自宅から
申告可能



確定申告期間
24時間利用可能



※メンテナンス時間を除きます

申告書が
データで取得可能



添付書類
提出不要



※一部の書類を除きます

早期還付
(3週間程度で還付)



書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

確定申告はマイナンバーカードでe-Tax

マイナポータル連携で控除証明書等のデータが自動入力できます！ ※ご利用には事前準備が必要です

マイナポータル連携の詳細はこちら



作成コーナー



確定申告書等作成コーナーなら金額等を
入力するだけで自動計算で申告書が完成！

申告に困ったときは

▶ 動画で見る確定申告

確定申告書等作成コーナーの操作方法などを動画でご案内



▶ チャットボット「ふたば」

ご質問したいことをメニューから選択するか、入力いただくと「税務職員ふたば」(AI)が回答



国税の納付もキャッシュレスが選べます

振替納税

オススメ



① 所得税・消費税の口座振替の依頼書の提出
(書面提出・初回のみ)



② 確定申告



③ 口座引落しで納付



事前に届け出た預貯金口座から指定された期日に自動で引き落とすことにより納付できます。

※ 個人の申告所得税・消費税(期限内申告)に限ります。

スマホから簡単にできるオンラインによる提出がオススメです！

スマホアプリ納付

PayPay d払い au PAY LINE Pay

m Pay amazon pay R Pay

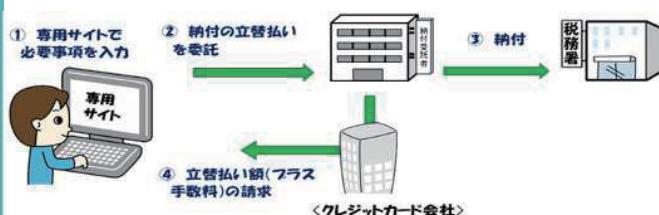
専用サイトからPay払いを選択し、情報を入力することで納付できます。

※ アカウント残高を利用した方法のみ利用可能なため事前にチャージが必要です。

※ 納付金額が30万円以下の場合に限り利用可能です。



クレジットカード納付



専用サイトからクレジットカード情報等を入力することで納付できます。

※ 納付金額に応じた決済手数料がかかります。



その他キャッシュレス納付

ダイレクト納付

事前に届け出た預貯金口座からe-Taxを利用して即時又は期日を指定して納付できます。



インターネットバンキング等

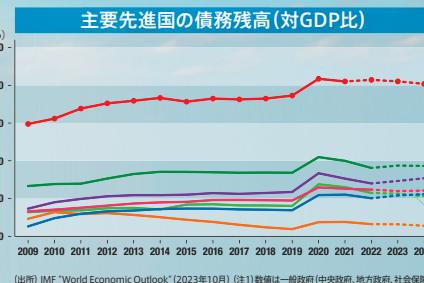
インターネットバンキングやATM等により電子納付できます。



「金利のある世界」が到来 新たな財政再建目標の策定を!



中小企業を中心として全国約70万社の会員企業で構成される“経営者の団体”「公益財団法人 全国法人会総連合（略称：全法連）」は、9月19日開催の理事会において「令和7年度税制改正に関する提言」を決議しました。新型コロナの世界的な流行が収束し、我が国における社会・経済活動もほぼ以前の状態に回復したと言えます。ただ、日本では100兆円規模とされる莫大なコロナ危機対応予算を計上したこと、国と地方を合わせた長期債務残高は、本年3月末で1,285兆円を突破しました。安定的な経済成長と日本経済の持続可能性を高めるためには、財政健全化に向けて財政規律を回復させることが重要です。本年3月、日本銀行は消費者物価の上昇などに対応してマイナス金利政策を解除し、17年ぶりに金利の引き上げに踏み切り、さらに7月には追加利上げも実施しました。「金利のある世界」への回帰を踏まえ、安定的な税・財政運営のために新たな財政再建目標の策定は急務であると考えます。また、地域経済や雇用の担い手である中小企業は、地域活性化の中心的な役割を担っています。地方創生を支える観点からも事業承継を含め、中小企業に対するきめ細かな税財政上の支援は欠かせません。



公益財団法人 全国法人会総連合
会長 小林 栄三
伊藤忠商事(株)名譽理事

令和7年度税制改正に関する提言(概要)

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- ・本年6月から始まった定額減税は、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いている。マイナンバーを活用するなどして給付対象を限定し、より高い政策効果を目指すべきであった。与党内では物価高等などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。
- ・子ども・子育て政策(加速化プラン)として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで構成しているが、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。

2. 企業への過度な保険料負担の抑制

- ・中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないよう社会保障制度の確立が求められる。
- ・配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

3. 行政改革の徹底等

- ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず腕より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならぬ。
- ・今般の政治資金をめぐる問題については、多くの国議員が法的な責任を免れるなど、国民の納税意欲を著しく阻害するものとなった。国民の政治に対する不信感は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や使途の適正化、罰則の厳格化を図るべきである。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。とくに中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占めている。そうした企業が将来にわたって存在感を発揮するためには、中小企業の活性化が不可欠である。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引き上げ。
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減税償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。
- (3) 中小企業の事務負担軽減等

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2) 取引相場のない株式の評価の見直し
- (3) 相続税・贈与税の納税猶予制度の充実

3. 消費税をめぐる事務負担の軽減

政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があり、問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

- (1) インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者に混乱が生じないように制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約70万社の会員企業を擁する団体です。41都道府県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年にわたり、国の根幹ともいえる「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開し、申告納税制度の維持・発展に寄与してまいりました。近年は、我が国将来を見据えた税の提言や各種研修会の開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への税の啓発活動、さらには企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。また、法人会青年部会を中心に、社会保障給付の抑制と安定的な国との歳入確保に貢献するため「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を展開し、①「健康経営」を柱にした企業の活力向上をもたらす税収の増加、②適切な医療利用による医療費の適正化に向けたアクションプランに取り組んでいます。※健康経営はNPO法人健康経営協会の登録商標です。

